

件名：【近畿 FIT・FIP 通信】2023 年 11 月 30 日号（2023 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日等について（再周知） ほか）

近畿 FIT・FIP 通信にご登録の事業者 各位

平素は、エネルギー行政にご理解・ご協力いただきありがとうございます。

「近畿 FIT・FIP 通信」は、固定価格買取制度（FIT 制度）及び FIP（Feed-in Premium）制度に関連した情報について、近畿経済産業局から随時メールでのお知らせを行うサービスです。

■今回のトピック

1. 2023 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日等について（再周知）
2. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集について

-
1. 2023 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請にかかる期限日等について（再周知）

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20231122.pdf

2023 年 6 月 23 日に 2023 年度中の再エネ特措法に基づく認定の申請に係る期限日について周知をしたところですが、期限が近づいてまいりましたので再周知させていただきます。2023 年度内の案件としての申請を予定されておりましたら、当該期限日までに必ず申請手続を行っていただきますようお願いいたします。なお、申請期限を過ぎて申請手続がなされた案件につきましては 2024 年度の案件として審査されることとなります。2024 年度においては制度改正を予定しておりますので、2023 年度中に申請されましても、当該期限後の申請については 2024 年度の審査基準に基づき審査されることとなりますので、2023 年度内には審査はいたしません。

従って、下記 URL をご覧いただき、各事項につき予めご留意いただくとともに、2024 年度以降、改正後の様式に従って申請いただきますようお願い申し上げます。

＜詳細はこちら＞

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/dl/announce/20231122.pdf

【新規・変更認定申請の提出期限】

(1) バイオマスの場合

【2023 年 12 月 1 日（金）】※原則電子申請

(2) 太陽光（10kW 以上）、風力、水力、地熱の場合

【2023 年 12 月 15 日（金）】※原則電子申請

(3) 太陽光（10kW 未満）の場合

【2024 年 1 月 5 日（金）】※原則電子申請

2. 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案に対する意見募集について

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620123032&Mode=0](https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620123032&Mode=0)

資源エネルギー庁においては、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）の改正に向けた検討を進めています。

ついては、広く国民の皆様から意見をいただきたく、上記リンク先に記載の意見公募要領に基づき、募集いたします。（12月27日（水）締切り）

※「近畿FIT・FIP通信」は、近畿経済産業局独自のメールサービスです。

※本メールの送信元アドレスは送信専用です。

送信元アドレスに返送されても応答できませんのでご了承ください。

※本メールは、「近畿FIT・FIP通信」に登録いただいているメールアドレスにお送りしております。

※受信メールアドレスの追加・変更・削除がある場合は、以下のURLより手続きをお願いいたします。

<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/energypolicy/tsushin/tsushin.html>

※本サービスに関する問合せ先

経済産業省近畿経済産業局 エネルギー対策課

〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44

Tel：06-6966-6043（直通）
